

I 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

■本計画は、教育基本法第17条第2項に規定された、大津市の教育振興のための施策に関する基本的な計画と位置づけるとともに、大津市の最上位計画である「大津市総合計画」の教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築するためのものである。
 ■令和2年に策定した「第3期大津市教育振興基本計画」が令和6年度に最終年度を迎えることから、「第4期大津市教育振興基本計画」を策定した。なお、本計画をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定された教育大綱として位置づける。

2 計画の期間

令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間。

II 大津市の教育をめぐる現状と課題

1 本市を取り巻く環境の変化や動向

- 人口減少、少子高齢化の進展
- 世帯構成の変化と地域コミュニティの希薄化
- 教育上の課題の多様化、複雑化
- 教職員の負担軽減や働きやすい環境づくり
- 将来の予測が困難な時代の到来
- 子どもを中心とした総合的な施策の推進

2 教育政策をめぐる動向

- 国の第4期教育振興基本計画について
- 滋賀県の第4期教育振興基本計画について

3 第3期基本計画期間中の成果と課題

- 主な成果
 - ・全国学力・学習状況調査結果にみられる一定の学力水準の維持
 - ・ICT環境の整備、教育支援センターによる包括的な相談体制の構築
 - ・教育環境の整備の推進、学校夢づくりプロジェクト等による自律的な学校づくり
- 主な課題
 - ・全国学力・学習状況調査の結果にみられる意欲や関心の向上における課題
 - ・不登校の児童生徒数の増加
 - ・個々の状況に応じた多様な支援体制など適切な支援
 - ・相談体制や学習機会の充実、子どもを育てる環境づくり
 - ・地域コミュニティの希薄化

III 大津市の教育の基本理念と基本方針

■教育基本法第1条には、教育の目的として「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されている。そこで、本計画策定に当たっては、これらの実現を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請とともに、本市の教育をめぐる現状と課題を踏まえることとする。

■国第4期計画によれば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校の役割を再認識するきっかけとなり、学びの変容もたらされた。予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していく視点の必要性とともに、社会の「多様化」が進む中、誰もが生き生きとした人生を享受できる「共生社会」や、豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展のためには、教育の果たす役割が大きいことが示されている。また、「自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら…(中略)…豊かな人生を切り拓き」、「未来に向けて自らが社会の創り手」となることや、日本社会に根差したウェルビーイングの向上が掲げられている。

■本市では、第3期計画期間中の成果として、一定の学力水準の維持、ICT環境の整備、教育支援センターによる包括的な相談体制の構築、教育環境の整備の推進、学校夢づくりプロジェクト等による自律的な学校づくりの進展などがみられた。一方、学習への意欲や関心に課題があることから、多様な学びへの指導・支援等、さらなる充実が必要であり、不登校の児童生徒数は増加していることから、個々の状況に応じた多様な支援体制などよりいっそう一人ひとりに寄り添った適切な支援が求められる。また、相談体制や学習機会の充実等、子どもを育てる環境づくりに加えて、地域コミュニティの希薄化からも、共生社会の実現につながるさらなる社会教育の学びや活動の機会の創出が必要である。また、子どもを対象としたアンケートには〇〇についての意見がみられたことから、〇〇に留意する必要がある。

■新たな時代への要請と本市の現状を踏まえ、策定に際しては、教育基本法第1条に教育の目的として掲げられる「個の伸長」と「社会の形成者の育成」において、「多様性の尊重」を念頭に「共生社会の実現」をめざすことを基本的な考え方とする。

1. 基本理念

■将来の予測が困難な時代にあっても、自分のよさを生かしながら自らの可能性を広げ、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら心豊かな人生を切り拓く等、自分や社会の未来をともに創ることをめざす大津の教育を推進するために、全世代を対象として、次のとおり基本理念を設定する。

一人ひとりが輝き、
ともに未来を創る
大津の教育

- 「一人ひとりが輝く大津の教育」
子どもから成人まで誰もが価値ある存在として尊重され、自分のよさを生かすなど自分らしく幸せや生きがいを感じながら、自らの夢や可能性を広げていく大津の教育を推進する。(キーワード:個の伸長、多様性の尊重)
- 「ともに未来を創る大津の教育」
学校や地域社会において、多様な他者と協働するなど「ともに」学び支え合うことにより、誰もが自らの「未来」や社会の「未来」の「創り手」として、生涯にわたって幸せや豊かさを感じる社会の実現に資する教育の推進に努める。(キーワード:社会の形成者、共生)

2. 基本方針

- 基本理念の実現に向けた基本的な方向性として、次の3点が挙げられる。
 - 一人ひとりの可能性を引き出し、自分や社会の未来の創り手として、多様な人々と協働しながら心豊かに生きていくための学びを充実させることが求められること。
 - このような教育の実効性を高めるには、多様な学びを支える体制や人的・物的な教育的環境の整備のもと、誰もが安心して学べる教育を推進することが不可欠であること。
 - これらの学びの充実とその基盤整備は、家庭や地域との連携によってよりいっそう確実に進むだけでなく、地域社会における幸せや生きがいの創生につながるから、生涯にわたってともに学び支え合う社会の実現に通じるものであること。

■これらをふまえ、「基本方針1 一人ひとりの可能性を引き出し、心豊かに生きる力を育む」「基本方針2 すべての子どもが安心して学べる教育を推進する」「基本方針3 とともに学び支え合う社会の実現をめざす」を掲げ、取組を進めることとする。

基本方針1

一人ひとりの可能性を引き出し、
心豊かに生きる力を育む

基本方針2

すべての子どもが
安心して学べる教育を推進する

基本方針3

ともに学び支え合う
社会の実現を目指す

基本理念・基本方針

基本理念

一人ひとりが輝き、
ともに未来を創る
大津の教育

基本方針1

一人ひとりの可能性を引き出し、
心豊かに生きる力を育む

基本方針2

すべての子どもが
安心して学べる教育を推進する

基本方針3

ともに学び支え合う
社会の実現を目指す

V 計画の推進に当たって

- 教育に関わる関係部署・関係機関及び学校・家庭・地域との連携:大津市の組織が一体となって、施策の横断的、総合的な推進を図るとともに、学校だけではなく、家庭や地域の住民、企業・事業所など、様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協働して取り組み、それぞれの教育力を結集して社会全体で本計画を推進していく。
- 計画の進行管理と見直し:PDCAサイクルの考え方にに基づき、実効性のある計画推進に努める。また、計画期間中であっても課題の変化に柔軟に対応できるよう、計画の見直しを行う。
- 計画の周知:本市における教育の課題や基本理念、取組の内容などが共有できるよう、様々な機会を通じて関係者への周知と、広報紙やホームページなどによる積極的な情報発信を行う。
- なお、実効性を高めるために、策定に向けて、関係者からのヒアリングやパブリックコメント、児童生徒の意見聴取の他、学校現場の教職員による参画などにより、意見を踏まえた検討に加え、子どもを含む関係者の当事者意識の涵養を図っている。

IV 施策体系

※下線は重点的に取り組む事項

①確かな学びと可能性を引き出す教育の推進(基礎基本の定着、学力の向上等)

②豊かな心を育む教育の推進(人権教育、道徳教育等)

③健やかな心身を育む教育の推進(体力向上、心の健康、食育等)

④社会に対応できる教育の推進(キャリア形成、情報活用能力、産官学民との連携等)

⑤郷土への愛着を育む教育の推進(自然体験、環境学習、歴史・文化の学習等)

①学びを支える学校体制づくりの推進(学校組織マネジメントの向上、特色ある学校づくり、チーム学校等)

②安全・安心な環境整備の推進(学校施設の整備等)

③教職員の資質向上(教育者としての使命感・専門性・人間性の涵養等)

④きめ細やかな支援・相談体制の充実(個に応じた支援、教育相談等)

⑤地域社会に根ざした学校づくりの推進(コミュニティ・スクール等)

①家庭教育の充実(子育てに関する学習の機会、相談活動等)

②家庭・地域・学校の協働の充実(地域学校協働活動、子どもの居場所づくり等)

③生涯にわたり学び支え合う人材の育成(学習機会の充実、学習成果の活用支援、人権学習等)

④健康づくりと生涯スポーツの推進(スポーツの機会の充実等)

⑤大津の歴史と文化、伝統を継承する学習機会の充実(歴史や文化資源の学習機会の創出等)